

令和2年3月10日

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長 土肥 一史 殿

COVID-19対策に伴うオンライン教育における
著作権法第35条規定の取り扱いに関するお願い

日本教育工学会 会長 鈴木 克明
一般社団法人 教育システム情報学会 会長 柏原 昭博
(公印省略)

COVID-19の流行対策にともなって、令和2年2月27日に出された内閣総理大臣による小中高校特別支援学校の休業要請や、大学における卒業式・入学式等を含む各種集会の中止などもあり、オンライン教育に対する社会的要請が高まっております。経済産業省「未来の教室」プロジェクトでは、プロジェクト参加企業を中心に社会貢献としてEdTechサービスの一定期間無料開放なども進んでおります。

こうした情勢の中で、この3月にとどまらず4月以降も、COVID-19の流行が収束しない限り、対面での教育機会に制約がかかり、一段とオンライン教育が推進される可能性がある一方で、以下のように現行法上の権利制限を超えた著作物の取り扱いが増えることが懸念されます。

- 現行の著作権法第35条2項では、主教室における授業を同時に受信する者に対する第三者著作物の公衆送信が認められるが、遠隔会議サービスの普及や今般の一時無償化にともない、また現下の状況に鑑み、主教室のない環境における同時遠隔授業やオンデマンド授業等が行われる可能性があり、この際に遠隔授業等で利用されている第三者著作物が著作権者の許諾を得ないまま利用されるおそれがあること。
- 現行の著作権法第35条2項では、対面授業の予習・復習用の資料等をオンラインで送信することについては、授業の過程と明確には認められない可能性があるにもかかわらず（文化庁著作権課（2018）「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」による）、今般のEdTechサービス等を活用して、ワークブックや業者テストなどの内容を活用したプリント等の二次著作物が、対面授業の代理手段として、原著作者の許諾を得ないまま、印刷物のみならず、オンライン（Class-iやGoogle ClassroomなどのLMS）で配布されるおそれがあること。
- 同時遠隔授業ではないオンデマンド授業のみならず、教育課程の円滑な推進のために必要なガイダンス等の、教育の過程には含まれない可能性のある同時またはオンデマンド配信が行われる際に、著作物が二次利用されるおそれがあること。

これらの問題に関しては、教育の情報化を推進するための権利制限規定等の整備を含む「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）が公布され、授業目的公衆送信補償金制度（以下、補償金制度）のもと、貴協会への授業目的公衆送信補償金（以下、補償金）の納付によって本来は著作物の利用が可能になる見込みであることを承知しております。補償金制度については現在協議中であり、令和3年5月25日までの範囲内で決定し施行される予定とも承知しております。しかしながら、現下の情勢においてこの状況を緊急に改善・推進しないままですと、以下のような状況が懸念されます。

- 著作権者の権利に十分配慮することなくオンライン教育が推進されるおそれがあること。
- 著作権者の権利に配慮する必要があるために、オンライン教育の実施が自粛・阻害され、結果として、児童生徒学生の学習機会や学習の権利が失われるおそれがあること。

来る新年度は、東京オリンピックの開催も予定されているため、開催を前提とする場合においては、現時点では、文部科学省からの要請により、開会式前に授業を終わらせる必要がありますので、学事暦上の制約も大きく、対面授業の制約が予想される現状では、打開策を早急に検討し、準備することが重要と考えられます。

こうした中で、日本教育工学会（JSET）と一般社団法人教育システム情報学会（JSiSE）（以下、これらを総称して両学会と呼ぶ）は、遅くとも3月末までの間に、適正・適法な形で児童生徒学生の学習機会や学習の権利、および著作者の権利を担保するとともに、教育者が安心して、対面授業の代替手段としてオンライン教育を選択できるように、協力して環境を整備していく必要があると判断いたしました。このような趣旨のもと、現下の緊急時において、貴協会に次のようなご協力をお願いいたたく存じております。時節柄大変ご多用のこととは存じますが、何卒ご賢察・ご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 緊急時に鑑み、児童生徒学生に対して適正に学習・学修・教育の機会を提供すること、また教育者が教育活動を展開する上で、適正かつ適法に著作物を授業およびそれに付随する学校・大学教育活動に利用することができるようにするため、貴協会におかれましては、COVID-19の問題が収束するまでの間に限った措置を前提に、例えば、以下のようなガイドラインに沿って、教育目的に限った著作物の利用を許諾なしで認めていただけるように、貴協会関連諸団体の皆様に特段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。
 - a. 教育機関として責任を持って電子的な複製および公衆送信すること
 - b. 出典を明示すること
 - c. 授業の過程または授業に類する過程において利用すること（学校休業中の場合には、「授業」を行うことはできないため、「類するもの」と示します。また、単に著作物を電子的に頒布するのではなく、教育の過程としての説明や指示を付すこととします。）
 - d. COVID-19の対策期間中の利用限定であることを明示すること
2. 両学会は、補償金制度に関わる政令について、できるだけ速やかな施行が望ましいとは考えております。このことについて、引き続き貴協会と文化庁との間における調整について、特段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。
3. 両学会は、現下の状況において、現行法令・政令の下における著作物の適正な利用に関する啓蒙活動を行うことが必要と考えております。両学会は、緊急時の対応のガイドラインを含めて広報をしていきたいと考えております。この際に、貴協会におかれましても、両学会等が実施する、本件に関する情報公開および普及啓蒙活動にご協力を賜りますよう、お願いいたします。なおその際には、貴協会が掲げる教

育分野の著作物等の利用の円滑化および、著作権及び著作隣接権の保護、著作権者が受け取るべき補償金への配慮について言及していきたいと考えております。

以 上